

委託業務仕様書

1 委託業務の名称

2023 台北国際旅行博（ITF2023）出展・運営支援業務

2 委託業務の目的

台湾市場はコロナ前には中国に次いで 2 番目に屋久島町への来訪者が多く、早期回復が期待される市場である。また、観光 PR 動画を活用したデジタルマーケティングにおいても、高い視聴率を得るなど誘客市場として有益である。

早期回復に向けては、現地旅行博への出展や、現地商談会への参加等、現地でのプロモーションが効果的であることから、台湾最大規模の旅行博である「2023 台北国際旅行博 (ITF)」及び併催の商談会へ出展し、現地の一般消費者、旅行会社等に屋久島町の魅力を発信し、訪日旅行の早期回復に繋げることを目的とする。

また、「2023 台北国際旅行博（ITF2023）」は、国内外から多くの出展が想定されることから、効果的なプロモーションを実施し、来場者に屋久島町ブースを選んでもらい、多くの来場者に屋久島観光の魅力を発信することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 12 月 28 日まで

4 委託業務の概要

2023 台北国際旅行博（ITF2023）及び併催商談会への出展に係る補助業務等を実施する。

(1) 2023 台北国際旅行博（ITF2023）

- ① 期 間 令和 5 年 11 月 3 日（金）～ 6 日（月） 4 日間
- ② 会 場 台北市・南港展覽館 1 階

(2) 日本観光振興協会主催 商談会

- ① 期 日 令和 5 年 11 月 2 日（木）午後（予定）
- ② 会 場 台北市街

※その他詳細は、公益社団法人日本観光振興協会ホームページ内の「出展募集要項」（以下、募集要項という。）を確認すること（<https://www.nihon-kankou.or.jp/home/itf2023/>）

5 委託業務の内容

(1) 旅行博への出展・運営

公益社団法人日本観光振興協会が取りまとめを行う日本ゾーン（日本館）内にブースを出展するにあたり、屋久島町の認知度向上を図り、旅行機運を高める効果的なプロモーションの企画、ブース設営、装飾、運営及び撤去の手配を行う。

① 出展ブース

シェルブース 1 小間 (W3,000×D3,000×H2,500) を確保しており、出展にあたり必要となる一切の設営及び撤収作業を実施すること。

※シェルブースの標準備品等の詳細は、募集要項を確認すること。

② ブースデザイン及び装飾

ブースデザイン及び装飾は、屋久島の魅力や台湾からのアクセス等を効果的に訴求できるコンセプトやデザインとし、提案により示すこと。

※ブース内の造作、装飾は、コンセプト、デザイン、グラフィック、レイアウト等の詳細をわかりやすく示し、効果的に訴求できると見込む理由を併せて示すこと。

③ 追加備品

追加予定の備品や数量を示し、必要な備品にかかる一切の手配、支払等を実施し、費用は本業務に含めること。観光PR動画を放映できるモニター等は、必ず手配することとするが、その他に追加予定の備品については、提案により示すこと（観光PR動画は屋久島町が保有するものを使用）

※観光PR動画は屋久島町公式 YouTube で公開しているものを放映予定。

④ 配布資料等の海外輸送の手配

観光パンフレット等の現地までの輸送等を行うこと。(200 kg程度)

⑤ ブース運営

ア スタッフ配置

ブース運営に必要なスタッフ（運営スタッフ、通訳スタッフ）を手配し、開催中は、スタッフを常駐させること。また、配置するスタッフの人数は、提案により示すこと。

※通訳は日本語⇄中国語（繁体語）とし、運営スタッフと兼ねることを可能とする。

※配置するスタッフの概要（現地スタッフ、日本からの派遣スタッフ等）を示すこと。

イ ブース内でのプロモーション（イベント）

ブース内で、屋久島観光の魅力を来場者へ発信するプロモーション（イベント等）を実施することとし、内容については、提案により示すこと。

ウ ブースへの集客施策

屋久島町ブースへの来場者を増加させるための集客施策を実施することとし、内容については、提案により示すこと。「イ ブース内でのプロモーション（イベント）」と兼ねることも可能とする。事前告知等による集客施策の場合は、手法、発信媒体等を提案により示すこと。

エ SNSフォロワー獲得

屋久島町が運営するSNSアカウント（Instagram、YouTube）について、来場者へ周知し、フォロワーを獲得する施策がある場合は、提案により示すこと。

・ Instagram (https://www.instagram.com/yakushima_official/)

・ YouTube (<https://www.youtube.com/@yakushimatown7810>)

オ アンケート

台湾市場への観光プロモーションに活用可能な情報を収集するため、来場者に対し、アンケートを実施すること。

今後の台湾誘客事業の指針となるように、屋久島の認知度や台湾人見込み観光客の嗜好・ペルソナ像、旅情報の収集手段等の参考となる設問を盛り込むこととし、アンケートの内容と手法は、提案により示すこと。電子媒体によるアンケートや、後日回答による収集も可能とする。また、「イ ブース内でのプロモーション（イベント）」での収集も可能とする。

アンケートは目標回収数を示し、結果は、収集・分析し、日本語への翻訳を行い、報告と併せて提言を行うこと。

カ ノベルティ

プロモーション、アンケート等で、ノベルティが必要となる場合は、手配し、発送すること。

※ノベルティを使用する場合は、内容、個数を示すこと。

キ 世界自然遺産登録 30 周年ロゴマーク

ブース出展にあたっては、2023 年は屋久島が世界自然遺産に登録されてから 30 周年を迎える節目の年であるため、世界自然遺産登録 30 周年のロゴマークを活用し、屋久島の類まれな自然環境を保全し後世に引き継ぐため、広くその価値を発信すること。

ク その他

来場者数やブース訪問者数、SNS フォロワー数等、可能な範囲で数値による効果測定を実施することとし、手法等を提案すること。

(2) 併催商談会の支援

11 月 2 日（木）開催の商談会について、ビジネスレベルの通訳が行えるスタッフを 1 名以上手配、配置すること。

(3) 配布資料等の海外輸送の手配

旅行博及び商談会で活用する配布資料等（パンフレットやノベルティ等）の日本（屋久島町）から現地までの輸送等を行うこと。

屋久島町からの輸送量は、パンフレット等 200 kg 程度を想定すること。

6 管理体制

業務の管理者を 1 名以上配置し、委託者との連絡調整を円滑に行える体制とすること。

(1) 関係者との連絡調整

ア 業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は屋久島町と打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受託者がその都度記録

し、議事録を提出のうえ、確認を得ること。なお、1回以上は屋久島町本庁舎での打ち合わせを実施すること。

イ 台北国際旅行博の主催者と必要に応じて連絡・調整を行うこと。

ウ 管理者は、ブースの準備・運営などの現地調整を行えるよう全日程を通して同一人物を現地で常駐させ、業務及び旅程が円滑に遂行できるようにすること。

7 効果測定

- (1) 当該業務の有効性を図る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。
- (2) 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。
- (3) 当該業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

8 実施体制及び実施スケジュール

- (1) 業務体制（人員体制を含む。ただし、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。
- (2) 提案者及び業務体制を後世する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。
- (3) 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

9 業務の進め方

受託事業者は、業務の実施にあたって、委託者と緻密な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、各事業に着手する際には委託者に協議をした上で着手するものとする。また、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合についても、その都度十分に協議をした上で実施していくものとする。

10 実績報告書の提出

業務が完了したときは、次の事項を含む業務実績報告書を作成し、「11 の履行期限」までに紙及び電子データで提出すること。

- (1) 業務実績報告書
 - ① 事業概要
 - ② 当日の会場の様子がわかる写真（キャプションを入れること）
 - ③ 業務実施による効果（集客効果やその他二次的なPR効果等を含む）
 - ④ 制作物やPR方法
 - ⑤ アンケートの集計内容・分析・提言

※画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。

- (2) 仕様・提出部数

① 仕 様

- ア 紙 媒 体 A 4 判、横書き
イ 電子媒体 DVDとし、Microsoft Word、Microsoft Excel、PowerPoint において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方で保存した
もの。

② 提出部数

- ア 紙 媒 体 2 部
イ 電子媒体 1 部

※旅行博及び商談会実施後、速やかに業務実施報告書（速報版）を提出し、発注者の確認を受けること。

(3) 提出先

〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

屋久島町役場 観光まちづくり課 観光推進係

E-mail kankou@town.yakushima.kagoshima.jp

11 履行期限

令和5年12月28日（木）

12 本業務の期待する効果

- (1) 屋久島町の観光魅力の発信及び認知度向上
- (2) 屋久島町の認知度やイメージの現状把握
- (3) 屋久島町への台湾人見込み観光客の嗜好・ペルソナ像、旅情報の収集手段等の把握
- (4) 屋久島町公式SNSのフォロワー獲得

13 業務の履行その他特記事項

- (1) ブース等の作成にあたり、第三者（本町及び受託業者以外のもの）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理を行うこと。
- (2) 本業務の実施により制作された制作物（データや写真、イラスト、文書等）の著作権（著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む）、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から屋久島町に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、協議するものとする。
- (3) 本仕様書に明示のない事項、又は、業務上疑義が生じた場合は、受託者と屋久島町の協議により業務を進めるものとする。
- (4) 委託業務に係る内容は、屋久島町と受託者との調整の中で変更する場合がある。それに伴う仕様の変更等については、協議の上で決定することとする。
- (5) 募集要項 (<https://www.nihon-kankou.or.jp/home/itf2023/>) を遵守すること。

- (6) 委託業務の履行に際し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、本町の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、本町にその損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 委託業務に関する協議等のため受託者が要する費用は、すべて受託者負担とする。
- (8) 受託者は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (9) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本町の承諾を得なければならない。
- (10) 受託者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (11) 受託者は、委託事業を実施するにあたって知り得た企業情報等について、守秘義務を遵守すること。
- (12) 受託者は、事故や業務上の課題などが発生した場合には速やかに本町に報告すること。
- (13) 受託者は、委託業務に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。
- (14) 受託者は、委託業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (15) 委託業務の遂行にあたり、発生した事故等については受託者の責任において対処することとし、生じた損害については、原則として受託者が負担するものとする。
- (16) 受託者は、委託業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、本町の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

14 本業務の担当課

屋久島町役場 観光まちづくり課 観光推進係
〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20
TEL 097-43-5900 / FAX 0997-43-5905
E-mail kankou@town.yakushima.kagoshima.jp